

補助金調書

| | | | | | |
|---|--|---|------|--------------|------------------------------------|
| 補助金名 | 間伐実施体制構築事業補助金 | | | 担当課 (連絡先) | 農林水産局総務農林部森林・林政課 (TEL 711-4846) |
| 交付先 | <input type="checkbox"/> 団体 | 自伐林家 | | 区分 | その他の補助金 |
| 交付先決定方法 | <input type="checkbox"/> 非公募 | (公募の場合) 公募時期 | | | |
| (公募の場合) 応募要件 | | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | 補助要件を満たす事業主体が限定されているため。 | | | | |
| 補助開始年度 | 令和2 | 年度 | 経過年数 | 1 | 年度 |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | 令和10年度以降に公益的機能が発揮できなくなる恐れのある人工林で、間伐を繰り返す体制を構築するため、自伐林家を育成する。 | | | | |
| 補助金の終期 | 令和7 | 年度 | 延長回数 | 0 | 回 |
| 終期を延長する理由 | | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | <input type="checkbox"/> 定率 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○交付対象経費の内容 ※別紙参照 ・自伐用機材の導入 チェーンソー、林内作業車、小型バックホウ、その他自伐型林業に必要な機材の導入に要する経費 ・集出荷場の整備 土場の舗装、トラックスケールの設置、仕切り鉄柱の導入、その他集出荷場に必要の整備に要する経費 ○交付率 対象事業費の9/10以内 (ただし、1事業主体当たりの補助金額の上限は1千万円とする。) | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | |
| 交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | |
| | 件 | 件 | 件 | 件 | |
| | 9,900 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 令和2年度新規 | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 自伐型林業に取り組むために必要となる機材導入の初期投資を支援することで、林業の継続や後継者育成を図ることが可能となる。 | | | | |

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。